



～文教のまち西原～

広報

# にしはら

2009

# 4

No.446



いつまでも  
楽しく学んで、  
いつまでも  
人生イキイキと!

西原町生涯学習フェスティバルを開催!

～関連記事「生涯学習だより」(写真はダンスパーティーの様子)～

町の世帯・人口	
(平成21年2月28日)	
世帯数	12,726 世帯
人口	34,562 人
男	17,280 人
女	17,282 人

編集・発行／西原町役場企画政策課(広報係) 西原町字嘉手刈1-12番地 ☎0998(945)4533 印刷／(有)サン印刷



## 西原きらきらビーチ海びらき!

日時:平成21年4月19日(日)

午前10時30分～

場所:西原マリパーク

～3年目にGO!～

☆アトラクション☆

舞楽琉太鼓、棚原ミルク太鼓  
西原町子ども会民踊サークル  
ハワイアンバンドKOA  
バナナボート無料体験、ラッキーボールつかみどり(予定)

【お問い合わせ】西原マリパーク ☎944-5589

【お礼】開園2年目の昨年は、約36万人に当公園をご利用いただきました。また、延べ24団体1,464人の方がボランティアで清掃していただき、多くのご支援ありがとうございました。今年度もよろしくお願いします。

今年も植木市開催します

中寄た城グリーンフェスタin西原

期間:5月1日(金)～10日(日)

場所:西原マリパーク南駐車場

※ただ今出店者募集中、短期の出店も可能です。詳しくはグリーンフェスタ事務局 ☎080-3222-3303まで。



### Yonahaiふえすた

～沖縄初! 野外での限定 麺 イベント!!～

開催日時:5月10日(日) 11時～18時  
場所:西原マリパーク 中央エントランス

## プロ選手によるビーチバレー教室を開催

世界で活躍するビーチバレー選手の浅尾美和、西堀健実選手を講師に迎え、プロの技術を学ぼうと、キッズビーチバレーボール教室(町バレーボール協会主催)が2月21日、西原きらきら



らビーチで開かれました。この教室は、実技指導やふれあいをとおして、ビーチバレーの普及、競技力向上を図ることが目的。町内のバレーボールチームに所属する児童約80人が参加し、トスやレシーブなど基本を学ぶとともに、両選手とミニゲームを楽しみました。西堀選手は「小さい頃からビーチバレーをする選手が少ないので、続けてほしい」、浅尾選手は「ビーチバレーは足腰が鍛えられるので、屋内のバレーでもいかせる」と話していました。

## ～平成21年4月1日開始!～ 西原町民体育館からのお知らせ

- トレーニング器具を整備しました  
全身持久力の維持、向上を目的に心肺機能を高める有酸素運動を科学的にトレーニングするマシンを整備しました。
  - 西原町民体育館シャワー室用給湯設備整備完了  
体育館シャワー室の整備が完了し、お湯が出るようになりました。それに伴い、シャワーの利用が有料になりました。
- 《体育館・陸上競技場シャワー室利用料金》 100円 (1人)  
詳細については、ご利用の際に窓口までお越しください。
- 【お問合せ】 西原町民体育館 ☎945-8095



コードレスバイク

# 町民の目線に立ち 町民本位の町政を



施政方針を述べる  
上間町長

3月6日の平成21年第2回西原町議会定例会で、上間町長が述べた平成21年度施政方針は次のとおりです。

## 1 はじめに

本日、平成21年第2回西原町議会定例会が開催されるに当たり、本年度の町政運営の基本ともなります平成21年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営に当たっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今、米国の金融危機を発端に瞬く間に「百年に一度」という世界同時不況が進行しています。これは同時に80年代以降、世界経済を理念的・政治的に主導してきたアメリカ流の市場原理主義・新自由主義の破綻が明らかになり、経済の枠を越えた「アメリカ一極支配体制」が終焉したことを意味するとも言われております。このような新自由主義の流れをくむ我が国社会経済体制も過度の規制緩和や格差社会、医療危機や医療崩壊が社会問題化し、雇用不安・生活不安等、厳しい経済社会局面を迎えております。

さて、私は昨年10月6日から町政運営の重責を担っておりますが、今後とも「町民の目線に立ち町民本位の町政」の推進を基本理念に、

一 平和なくして町民福祉なし。平和がすべての原点

一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進

一 町民の税金を大切に使う予算執行

一 職員との信頼関係の上に職員が十分能力を発揮できる風通しのよい職場づくりを基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、21世紀の初頭にあつて時代は大きな変革のときを迎えております。国も技術革新と国際化という大きな潮流の中で、そのあり方を問われております。地方自治体も自治の理念が問われております。このような目まぐるしく変化する時代の中で、私たちは新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

今や、行政の一時の停滞も許されません。「改革と創造」は、私たち西原町民が等しく担うべきテーマという認識の下に行政改革を推進し、財政の健全化、効率化に努め、西原町の確かな未来を創造してまいります。

平成21年度の予算編成は、引き続き大変厳しい財政状況ではありましたが、

(1) 財政調整基金の取り崩しがなかったこと

(2) リサイクル基金に1千万円の上積みができたこと

(3) 中学卒業までの入院医療

費無料化、敬老祝金の改定、75歳以上の後期高齢者の人間ドックの再開

(4) 妊婦健康診査の充実

(5) 介護保険料の減額

(6) 西原町地域総合整備資金の無利子貸付

等、一定の改善措置ができましたことは幸いであり、以上、町政運営の基本姿勢及び平成21年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

## 2 執行体制と行財政の確立

執行体制につきましては、新規事業や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限委譲等に伴い、事務事業、行政需要は年々増大しております。このようなことから西原町行財政集中改革プランを踏まえて、効率的な行政運営を基本に、引き続き時代の変化に柔軟に対応する組織改革等、執行体制を確立します。

地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識の下に、明るい、さわやかな住民サービスを通して親しみ易い職場づくりに努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員の資質の向上と職場の活性化に向

けて、職員の自発的な自治研究活動を支援します。

また、今年度は、町制施行30周年を迎えることから、記念式典を開催してまいります。

本庁舎は、建築から40年が経過し、老朽化、狭隘化により、住民サービス上、機能上、不便をきたしており、庁舎建設は喫緊の課題であります。今年度は庁舎建設専任係長を配置し、早期の建設に努めます。

な滞納者に対しては、財産調査や債権調査を実施し、不動産や債権等の差押等法的適用を行い、収納率の向上に努め、自主財源を確保します。

歳出面では、人件費等の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっており、今後とも厳しい状況が続くことが見込まれますが、歳出削減のための事務事業の総点検を実施し、効率的な財政運営に努めます。

## 3 平和事業の推進

去る大戦では県民10数万人が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近くの尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失いました。今だに不発弾の処理や遺骨収集等後遺症を引きずっております。このようなことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖繩戦の悲劇を忘れることなく、「命どうぞ」を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何より優先すべきものと考えております。

そこで、今年度も平和音楽祭、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習等各種平和事業を推進し、一層の町民の平

行政運営の公正の確保や透明性の向上、及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

平成21年度の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、厳しい状況にあります。本町財政においても、歳入面では、地方交付税・国庫支出金・地方債に依存した構造になっておりますので、自主財源の確保は、最重要課題であります。

今年度は、課税客体的的確な把握による適正な課税を図るため、未登記物件等の一斉調査を実施します。また、税の公正、公平性の観点から滞納整理をより一層積極的に進めるため、職員の課税及び徴収技術等の向上を図り、悪質

## 4 福祉の充実

障害者や高齢者、児童等を含む全ての町民が生きがいのある豊かな生活を送ることができ、明るく住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

者の経済的負担が大きくなり、生活を圧迫している状況であります。このような高齢者を取り巻く状況を改善するため、平成21年度から平成23年度までの介護保険料の軽減を図ります。今まで以上に低所得者に配慮した保険料にすることにより、高齢者の経済的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう支援します。

高齢者ができる限り要支援・要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、いいあふんべー共生事業の充実強化に努めます。そして、現在、助成を行っている在宅老人移送サービス事業等を継続して実施するとともに、寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用品の支給に努めます。

本格的な高齢化社会を迎える中、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を活かすことが大切であります。そのため、今後とも希望に満ちた社会参加を進めている町シルバークンセンターの支援に努めます。

(2) 児童・母子(父子)福祉

次世代を担う子供達が健康やかに生まれ育つことは、国民全ての願いであります。しかし、子供達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化等によって大きく変貌してきております。このような中、子育てを支援し安心して子供を生み育てることのできる環境づくりを推進するため、「町次世代育成支援行動計画」に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の保育園への受け入れ及び定数の弾力化による慢性的な待機児童の解消推進や、認可外保育園に対する助成の充実に努める等多様な保育ニーズへの適切な対応を図ります。

長寿を祝い、支給している敬老祝金については、支給年齢を85歳から80歳に引下げ、支給金額を5,000円から10,000円に引き上げます。

高齢者が生き生きとしたライフステージを実現できるよう健康づくりと生きがい対策を図るため、引き続き町老人クラブ連合会や町単位老人クラブへの補助金の助成を行います。

また、放課後児童クラブ等における放課後児童健全育成の充実強化に努めるとともに、児童を中心とした地域交流の場として、併せて児童館の充

実強化を図ります。

乳幼児の医療費助成については、入院についての助成対象を、現在の小学校就学前から中学校卒業までに引き上げ、乳幼児のみならず、義務教育中の児童生徒の保健の充実を図り健やかな成長を支援します。

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策支援のため、児童相談員を配置し、適切な窓口相談に努める等、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに関係機関との連携を密にし適切な支援を行います。

### (3)障害児(者)の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、まちづくりにおいてとても重要であります。そのようなことから、障害をもつ町民が暮らしやすい社会をめざして策定した町障害者計画「ほのぼのプラン2009」及び障害福祉計画に基づき、継続的助成を実施している重度心身障害者の入院時食事療養費給付事業等、各種の生活支援

の推進並びに障害福祉の充実強化に努めます。

障害者の社会参加の促進については、県の福祉のまちづくり条例等の啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、外出支援事業のタクシー利用料助成事業等についても継続して実施に努めます。そして町主催の事業等における手話通訳の配置を引き続き行い、障害者の日常的な生活の支援を推進します。

精神保健福祉事業については、精神保健デイケア事業、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障がい者の社会復帰を支援します。

### (4)ボランティア活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力あるふれあいのまちを築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、町社会福祉協議会が「ふれあいのまちづくり事業」の県指定を受け、ボランティア活動の基盤整備を図つてきました。今年度も同事業の継続を支援し、地域福祉の推進に意欲的に取り組めます。そして、同協議会で策定された第2次町地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアセンター、ボランティア

連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会等、小地域ネットワーク事業の充実・拡大にむけて支援します。

## 5 保健医療の充実

車社会による運動不足や食習慣の欧米化等、生活様式の変化さらには喫煙や飲酒等により、沖縄県男性の平均寿命が全国第25位に転落しました。女性の平均寿命も全国第1位を保っているものの、長寿県沖縄の地位が脅かされている状況の中、本町においても緊急に生活習慣病等の対策が求められております。本町ではこれまで、基本的な予防対策である各種健診や健康教育等を実施してきました。特に肥満が生活習慣病の温床になっていることから、今後も肥満対策を重点的に行う必要があります。

養成と育成、関係課との連携した健康づくり運動を強力に推進するとともに、栄養に関する教育及び技術指導を行い、生活習慣病を予防するための成人保健事業の充実強化に努めます。さらに、ライフステージ別に応じた食生活講座を実施し、学校や地域等と連携した健康づくりを推進します。また町民が主体となった健康づくり活動や、総合的な健康づくり対策を盛り込んだ『にしはら健康21』の推進と、「自分の健康は自分でつくろ」ことを目標に、各種健診の受診率の向上に努め、「町民減量革命」を推進し健康長寿をめざします。

母子保健事業は、「次世代育成支援計画」に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を充分に行い、安心して産み育てるために、妊娠・出産・育児についての知識の普及、啓蒙、相談事業、疾病の早期発見、予防及び健康づくり事業の強化を図ります。今年度は妊婦健康診査の公費負担をこれまでの5回から14回へと拡充します。感染症を予防するため、予防接種事業を推進しておりますが、今後とも乳幼児予防接種の全面無料化を継続し、疾病予防につながるよう受診率を高めてまいります。また、今年度は乳幼児、中学

1年、高校3年のMR(麻しん・風しん)の予防接種率向上に努め、はしか0(ゼロ)をめざします。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、平成20年4月の制度開始後における制度の課題が多いことから低所得者層への軽減策等種々の改正が行われており、今後沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な給付事業を推進します。

国民健康保険については、引き続き町特定健診等実施計画に基づき特定健診・特定保健指導を実施し、被保険者への制度周知と受診勧奨に努めるとともに各種の保健事業と納税相談や徴収嘱託員制度等を活用した保険料の収納対策と医療費の削減を目的とする医療費適正化対策を推進します。

国保財政は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の施行により、これまでの老人保健拠出金に代わって新たに拠出することになる後期高齢者支援金が、老人保健拠出金と比較して縮減されることから、予算規模が縮小する見込です。しかし、保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあります。

このような状況の下で、保

険税収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、医療費の適正化に向けたレセプト点検を強化します。

## 6 産業の振興

### (1)農業の振興

国は、「農政の大転換」と位置付けられた「新しい食料・農業・農村基本計画」を決定し、これまでの農業者を一律に助成する政策から、今後は一定の基準を満たした担い手へ絞り込む政策への転換を打ち出しました。このような中、本町においてもこれからの農業の担い手確保に真剣に取り組んでいくことが求められています。

さとうきびは、従来の最低生産者価格が廃止され、原料取引価格へ移行されるとともに、新たなさとうきび経営安定対策が導入されました。今後は、西原町さとうきび生産組合をはじめ、関係団体等とも連携を強化し、本町の基幹作物であるさとうきびの振興に努めます。

野菜等については、消費地の近い地理的条件を生かし、高品質で収益性の高い農作物の安定出荷をめざした都市近郊農業の確立にむけ推進するとともに、農業施設補助金等を交付し振興を図ります。

農地の流動化については、担い手の確保、後継者の育成、農地利用集積、遊休地の解消等が今後の農業を振興する上で大変重要であり、農業委員会及び関係団体等と連携を強化し積極的に取り組みます。

### 望ましい食生活の実現にむけた食育の推進及び地元農産物・食品を地元で消費する地産地消の推進を図ります。

畜産業は、飼料価格や燃料の高騰等の影響により厳しい経営状況にあります。町としては、今後とも混住化による環境問題に配慮しながら畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入、家畜予防注射等を実施し畜産業の振興を図ります。

### (2)水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保にむけ、水産奨励補助金を交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、西原町船だまりの整備等の課題事項についても県と協議の上取り組みます。

### (3)林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成等、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役

割を果たしています。このようなか、今年度は人工造林、施肥保育、雑草刈り、松くい虫被害木伐倒駆除等、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

### (4)商工業の振興

国内経済の動向は、輸出や生産が減少し、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、不安定な動向が続く。未だ景気に不透明感が漂い、県内経済や中小企業を取り巻く経済環境は、今なお厳しい状況下にあります。

商工業振興については、町内に大型ショッピングセンターがオープンして以来、近隣市町村から多くの買い物客が訪れております。町商工会との連携を強化しつつ、既存商店と大型店舗がお互いに相乗効果を高めながら共存共栄ができるよう努めます。また、工業専用地域の基盤整備(道路)や東崎商業地域への企業誘致、ふるさと資金を活用した誘致、企業立地に対する課税免除等を推進するとともに、地元企業への公共事業等の優先発注、町産品、県産品の優先使用等により、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢は、依然として深刻で厳しいものがあります。関係機関、企業等との

情報、意見交換の場として「西原町雇用対策本部(仮称)」を設置し、町民の優先雇用の要請についても、町内各企業の協力を得て推進します。東崎マリントウンの整備とともに期待される観光振興については、既存の文化、歴史的资源と新しい観光資源の周知と利活用にも努め、産業の活性化を図ります。

## 7 安全で住みよい生活環境の整備

(1)道路網及び排水の整備  
住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、道路網の整備拡充を重点施策として、年次的に事業の推進を図ります。

今年度も引き続き小那覇マリントウン線、兼久・仲伊保線、小波津川北線、小波津川南線、兼久・仲伊保線(北)、小那覇8号線の事業を推進するとともに、新規事業として森川翁長線の事業を図り、さらに兼久マリントウン線の早期事業化にむけて取り組みます。また各種道路・排水等についても、整備を引き続き取り組んでいきます。

県事業である小波津川河川改修事業については、河口付近の護岸工事が本格的にス

タートするため、県と連携しながら小波津川河川改修事業を推進します。

国道、県道の整備及び土砂災害等については、国・県に要請しながら、年次的に整備や事業化にむけて取り組みます。

### (2)都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、今後引き続き町都市基本計画に基づいて策定された市街地整備プログラムの指針を踏まえ、市街地整備や道路、公園、下水道整備等、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。

マリントウン・プロジェクトについては、東崎公園、東崎都市緑地の整備も完了し、既に供用開始されております。土地分譲については、工業用地と住宅用地が平成19年度までに完売いたしました。また、商業用地は平成20年度に一部売却を行いました。残りについても引き続き早期処分を積極的に推進します。

下水道事業については、前年度までの整備済箇所を引き続き、小橋川、呉屋、小波津地内における面整備の拡大を図り、供用面積を拡大するとともに下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地

区土地画整理事業地区内における水路整備を進めてまいります。中城湾南部流域下水道事業については、その財源確保に努めるとともに事業の計画的推進を図ります。

上原棚原土地画整理事業については、平成20年度時点で進捗率約97%と最終局面を迎えております。平成21年度は補償難航による未解決物件の解決及び保留地・付保留地の早期完売に向けて鋭意努力します。

西原西地区土地画整理事業については、平成20年度仮換地一部指定区域の建物等物件移転交渉を引き続きおこないます。

また、仮換地未指定区域については、引き続き関係地権者への説明に努め、当該事業を円滑に推進するため、区画整理審議会及び評価委員会を開催します。さらに新県道沿線を商業系用途と位置付けるため、関係機関及び換地関係権利者との意見調整に引き続き取り組みます。

(3) 上水道事業について  
上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不

可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。本町は、これまで水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化にむけて鋭意努力しているところでありますが、今後なお一層の充実を図ります。

事業の実施に当たっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業等との調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。また、県内の水事情を考慮し、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進  
本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量が増大の傾向にあります。交通安全対策として、これまで交通事故の未然防止と住民の生命の安全確保のため、交通安全の町の宣言や飲酒運転撲滅の町を宣言し、横断幕・懸垂幕等の設置、また各種交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいりました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育については、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動等を実施します。

(5) 消防・防災体制等の確立

自然災害から町民の生命や財産を守るため、町地域防災計画をもとに年次のな地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地等、避難場所等については防災マップやホームページにおいて、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めてまいりました。特に、これまで梅雨期・台風等に小波津川の氾濫による災害が相次ぎました。災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開し、被災後の円滑な復旧・復興を可能とすることが重要であります。災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、引き続き関係機関・団体と連携し、地域安全活動等の地域ぐるみの防犯活動を通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

消防・救急活動は、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化にむけて、東部消防組合等と一層の連携・強化に努めます。

(6) 環境保全対策  
環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊等の地球規模の問題から生活排水等による河川水質の汚濁、増大する不法

投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガス等による大気汚染等、多種多様化しており、このような中で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という従来の一方通行型社会を見直し、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用等、循環型社会形成が求められております。このため本町では、分別収集の為の指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、併せて、生ごみ処理機購入補助等、環境美化・清掃活動等、ごみのリサイクル促進・意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。さらに不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、ごみの減量化、循環型社会の取組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止にむけた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設備補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、西原町墓地整備基本計画を策定し、将来必要とされる墓地数や墓地の面積等を検討し、本町の

都市計画や土地利用計画との調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和が取れるような墓地行政を推進し、無秩序な開発防止に努めます。

## 8 教育、文化、スポーツの振興

教育・文化・スポーツの推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健全な成長にむけ、本町の教育基本目標を指して国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるように、学習環境の整備に努めます。なお今年度より沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と西原町教育委員会の地域連携事業に関する協定を結び、名実ともに「文教のまち西原」をめざして教育活動の充実発展に取り組みます。また「心の教育」並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努力します。

なお、本年度は、西原町教育基本振興計画を策定し教育の振興に努めます。

(1) 学校教育の充実  
学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、

主体的に行動する等の生きる力を育み、思いやり、協調性等豊かな人間性を培う心の教育やコンピュータ教育の充実を図ります。そして、ものやお金の大切さを知り、健全な金銭感覚を持った児童の育成や、安易な好奇心や目先の欲望によって衝動的な買い物をしたり、多額の小遣いや高価なものを欲しがったりする態度を当たり前にしないよう消費者教育に取り組みます。

また、今年度から指導主事を増員し学力の向上をめざすとともに、心身ともに健全な幼児児童生徒の育成を図ります。さらに特別支援教育の充実のため全小中学校へ特別支援教育支援員を配置し、巡回アドバイザーの委託も行います。併せて、西原南小学校改

造防音工事を実施し教育環境整備に努めます。

(2) 学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、細心の注意を払って食中毒の発生防止に努めます。引き続き、給食費徴収職員を配置して給食費の徴収率向上に努めるとともに、口座振替の推進や、学校、PTAと

協力して給食費についての啓発活動を実施します。

給食費については、平成元年に改正されて以来、さまざまな工夫をして、充実した給食づくりに努力をしてきましたが、近年の食材の高騰により、基本的な栄養価を落とさないため、給食費の値上げをします。

(3) 生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動等を含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は、「文教のまち西原」の生涯学習の拠点として多くの町民に利用して頂いておりますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書資料の整備を進めていきます。

中央公民館においては、各種事業や講座等の充実を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、放送大学やエル・ネットオープンカ

レッジの情報も積極的に提供します。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に対応するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用にも取り組みます。また、各種事業の実施も含めて町民の健康づくり・体力づくりを関係各機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

本年度は、平成22年度インターハイの準備のため体制を整えるとともに、備品のバスケットリングを購入します。そして、トレーニング室に整備されたランニングやウォーキング器具の運用を開始して町民の健康づくりに努めます。さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、青少年と町民に夢と希望を与え、明るく活力に満ちた西原町を築いていくために、引き続き、さわやか杯中学生バレーボール大会を実施するとともに、町ビーチバレーボー

ル大会、少年野球教室を開催する予定であります。

(5) 青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、厳しい状況下にあります。児童生徒の問題行動や集団飲酒、拉致未遂事件等もありますが、問題解決にむけて、今後とも関係機関・団体等と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルパー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車輛」を活用しながら登下校時等における幼児児童生徒の安全管理を強化します。

(6) 文化事業の推進

近年、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、本県の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸等に対する理解が深まる一方、町の文化振興施策や町文化協会等文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっております。本年度も、琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、地域住民の融和と地域まちづくりの活性化を図るため、文化庁の助成事業等を活用して地域伝統芸能の保存育成を支援します。

## 9 男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、「さわふじプラン」の計画的体系的な事業執行に努めてまいりました。政策・方針決定の場への女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会等へ計画的かつ積極的な登用を図るとともに、引き続き町内各種企業へ、女性の雇用機会の拡大、管理職への登用の要請を行います。町民一人ひとりの人権が尊重され、

町民一人ひとりの人権が尊重され、

# 口座振替をご活用ください!

## 町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

### 口座振替のお申し込みは……

口座振替のお申込は下記の金融機関で!!

#### 金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関又は西原町各収納担当課窓口で配布しています。

### お問い合わせは

各種お問い合わせは各収納担当課窓口まで  
 税務課 ☎945-4729 健康推進課 ☎945-4791  
 福祉課 ☎945-5311 介護支援課 ☎945-5013  
 学校教育課 ☎945-5039  
 学校給食共同調理場 ☎945-4935

## ～平成21年度 町税等納期限 { ( )内は口座振替日} 一覧表～

種 目	納期 (口座振替日)							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	8/31	11/2	2/1				
固 定 資 産 税	6/1	7/31	12/25	3/1				
軽 自 動 車 税	6/1							
介 護 保 険 料								
国民健康保険税	7/31 (7/27)	8/31 (8/25)	9/30 (9/25)	11/2 (10/26)	11/30 (11/25)	1/4 (12/25)	2/1 (1/25)	3/1 (2/25)
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料								

種 目	納期 (口座振替日)											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食 費	5/11	6/10	7/10	8/10		9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10
保 育 所 保 育 料	4/20	5/11	6/10	7/10	8/10	9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10
幼 稚 園 保 育 料	4/20	5/11	6/10	7/10		9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10
預 かり 保 育 料	4/20	5/11	6/10	7/10	8/10	9/10	10/13	11/10	12/10	1/12	2/10	3/10

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含

## ～国保税、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされている方～

現在、国保税、後期高齢者医療保険料の支払いが特別徴収(年金天引き)の方でも、申請によって普通徴収(口座振替)に変更することができます。詳しくは健康推進課へお問い合わせ下さい。

健康推進課 ☎945-4791

## 記帳文言一覧表

口座振替を行った時に通帳へ記帳される文言は、下の表のとおりです。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニシハラ チョウセイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニシハラサンゼイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニシハラケイジ
国民健康保険税	西原町国保税	ニシハラコクホセイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニシハラカイゴ
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニシハラコウキホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクヒ
保 育 所 保 育 料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ
幼 稚 園 保 育 料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
預 かり 保 育 料	西原預保育料	ニシハラヨウアズカリ

11 地域活性化事業の推進  
 地域づくりを進めるには、町民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成にむけて、各自治会の自主的な地域自治活動を促

10 国際交流事業の推進  
 本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられております。今年度も引き続き海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学や県立芸術大学等の留学生との交流を西原まつり等の中で深めます。

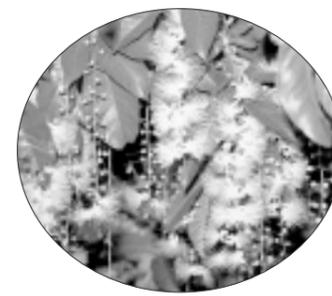
12 広報・広聴活動の推進  
 広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報を正確かつ迅速に伝達し、行政と町民が情報を共有することです。広報活動の柱でもある広報にしろは、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところであり、今後とも内容の充実・改善に努めます。ホームページについては、正確かつ迅速な情報を提供することに、町民の利便性の向上に努めるとともに、町民がホームページを利用しやすいようさらなる内容の充実強化を図ります。

13 おわりに  
 平成21年度の各予算については、申し上げました諸施策事業等を中心に編成しております。

11 地域活性化事業の推進  
 地域づくりを進めるには、町民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成にむけて、各自治会の自主的な地域自治活動を促

10 国際交流事業の推進  
 本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられております。今年度も引き続き海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学や県立芸術大学等の留学生との交流を西原まつり等の中で深めます。

- (1) 一般会計歳入歳出予算案 9,654,000千円
- (2) 老人保健特別会計歳入歳出予算案 29,928千円
- (3) 国民健康保険特別会計歳入歳出予算案 3,950,502千円
- (4) 介護保険特別会計歳入歳出予算案 1,332,849千円
- (5) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案 974,559千円
- (6) 公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案 736,256千円
- (7) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案 151,260千円
- (8) 水道事業会計予算案については、収益的収入838,591千円、収益的支出823,414千円、資本的収入2,705千円、資本的支出83,957千円で資本的収入が資本的支出に対し不足



町花木：サワフジ



町の木：ガジュマル



町の花：ブーゲンビリア

平成21年3月6日  
 西原町長 上間 明

# 健康は健診カラダ！ 平成21年度特定健診

平成20年度より特定健診および特定保健指導が始まっています。特定健診とは糖尿病など生活習慣病の予防を目的とした、これまでにない検査項目が入っている、先進的な健診となっています。健診の受け方は年齢や加入している医療保険によって異なります。下の表でご自身が当てはまる欄を見て、健診の受け方を確認しましょう！

## ●自分の受診する健診を確認してみましょう●

年齢 平成22年 3月31日 時点	20歳～39歳 昭和45年4月1日～ 平成2年3月31日生まれ ※ただし、学生は除く	40歳～74歳 昭和10年4月1日～ 昭和45年3月31日生まれ	75歳以上 昭和10年3月31日 以前生まれ
加入している保険	全ての医療保険	西原町 国民健康保険	国保以外 (社会保険など)  後期高齢者 医療保険
特定健診 受診券	5月上旬に受診券を個別送付します。	5月上旬に健診の案内と一緒に受診券を個別送付します。	各保険により受診券の発行方法が異なります。詳しくは各保険者にお問合せ下さい。  5月上旬に受診券を個別送付します。 ※がん検診の受診券も同時期に送付するので、受診券は2枚届きます。
健診内容	特定健診 (診察・採血・尿検査など) 以下の①②のうち、 <b>いずれか1つを受診</b> して下さい。 ① 20・30代健診 ② 集団健診  ①、②いずれも予約不要 ※がん検診：対象外	特定健診 (診察・採血・尿検査など) 以下の①②③のうち、 <b>いずれか1つを受診</b> して下さい。 ① 集団健診(予約不要) がん検診も受診可能 ② 個別健診(要予約) がん検診は受診不可 ③ 人間ドック(要予約) がん検診を含みます。	各保険により特定健診の内容や受診料・日時・場所は異なります。加入している保険者にお問合せ下さい。  特定健診 (診察・採血・尿検査など) 以下の①②③のうち、 <b>いずれか1つを受診</b> して下さい。 ① 集団健診(予約不要) がん検診も受診可能 ② 個別健診(要予約) がん検診は受診不可  NEW 今年からやります！ ③ 人間ドック(要予約) がん検診を含みます。
受診料金 (自己負担額など)	①、②いずれも1,300円	①、②いずれも無料 ※①でがん検診を受ける場合は、最大1,900円(検査項目数で変動)の自己負担額が発生します。70歳以上の方は無料です。 ③ 12,300円	①、②いずれも無料 ※がん検診も無料です。  ③ 12,300円
健診日程	① 中央公民館 5/17(日) 5/24(日) 6/7(日)	① 町内公民館(詳しくは健康カレンダー参照) ② 各病院 ③ 町指定医療機関	① 町内公民館(詳しくは健康カレンダー参照) ② 各病院 ③ 町指定医療機関
健診場所	② 町内公民館 (詳しくは健康カレンダーを参照)	※②、③に関しては5月上旬に送付される案内か、健康推進課へお問合せ下さい。	※②、③に関しては5月上旬に送付される案内か、健康推進課へお問合せ下さい。

受診料金は現時点のものであり、変更する可能性もあります。その際はご了承下さい。

# 特定保健指導が始まります！ 5月よりスタート！

## 特定健診に関するQ&A

### Q. 健診を受ける時には何が必要ですか？

A. 健診の対象となる方には、**受診券**が届きます。

受診の際には**受診券と保険証の2つ\***が必要です。

もしも受診券を紛失したり、加入している保険に変更があった時はお早めに各保険者と健康推進課までご連絡下さい。

※自己負担額のある場合は、受診料も忘れずにお持ちください。

忘れずに！



### Q. 生活習慣病で通院していますが、特定健診を受診する必要はありますか？

A. 必要です。治療されている方こそ特定健診を受診して、体の総合チェックを行ってください。また、特定健診は多くの医療機関で受診することができます。ぜひ一度、かかりつけの先生に相談してみてください。

### Q. 健診を受ける人が多いと保険税が上がりますか？

A. 健診を受ける人が多い方が保険税は安くなります。健診を受ける人が少ないと医療費が多くなるため、かえって保険税が高くなります。特に最近の西原町では、長い間健診を受けていない人が突然、心臓の病気になり、1ヶ月に500～600万円もの医療費がかかるというケースが増えています。**大きな病気になる前に健診を受けて未病ケアを行いましょう！**

## 子宮がん・乳がん検診のご案内

平成21年度の子宮がん・乳がん検診は7月から実施します。事前の申込みが必要な検診がありますので、ご注意ください。申込受付は6月24日から行います。詳しくは広報6月号をご覧ください。

■対象となる方	子宮がん：20歳以上の方(H21. 4. 1～H22. 3. 31の間で <b>年齢が偶数</b> の方) 乳がん：40歳以上の方(H21. 4. 1～H22. 3. 31の間で <b>年齢が偶数</b> の方) 乳がん(超音波検診)：30歳代の方(H21. 4. 1～H22. 3. 31の間で <b>年齢が偶数</b> の方) (注1) 乳がん検診は原則マンモグラフィ検査と視触診の併用検査となります。	受診券は 6月上旬に 送付予定です				
■申込について	子宮がんの集団健診以外は申込が必要です					
	<table border="1"> <tr> <th>申込が必要な検診</th> <th>申込が不要な検診</th> </tr> <tr> <td>・乳がん(集団・個別) ・子宮がん(個別) ・30代の乳がん</td> <td>・子宮がん(集団)</td> </tr> </table>	申込が必要な検診	申込が不要な検診	・乳がん(集団・個別) ・子宮がん(個別) ・30代の乳がん	・子宮がん(集団)	
申込が必要な検診	申込が不要な検診					
・乳がん(集団・個別) ・子宮がん(個別) ・30代の乳がん	・子宮がん(集団)					



お問合せ 西原町役場 健康推進課 ☎ 945-4791

# 定額給付金が支給されます

西原町では、景気後退による生活支援、地域の経済対策のため「定額給付金」を支給いたします。

申請については平成21年4月からの6ヶ月間とし、振込みについては5月15日以降を予定しております。西原町役場から申請書を送付いたしますので、手元に届きましたらお早めに手続きをお願いします。

- 給付対象者** 基準日（平成21年2月1日）において①、②に該当する者
- ① 町の住民基本台帳に記録されている者
  - ② 町の外国人登録原票に登録されている者（不法滞在者及び短期滞在者は対象外）

- 給付額**
- 給付対象者1人につき12,000円
  - 但し、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円

- 申請に必要なもの**
- ① 定額給付金申請書（西原町役場から世帯主へ送付します）
  - ② 通帳の写し（金融機関、口座番号、預金者氏名（カナ）がわかるようにコピーして下さい）

- 申請の受付期間**
- 平成21年4月1日から10月1日
  - ※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなされますのでご注意ください。

- 支給予定日**（振込予定日）
- 平成21年5月15日以降予定
  - ※支給する日は「支給決定通知書等」でお知らせします。
  - 給付金の支給については、毎月15日までに申請された分を翌月に振込みます。

（注意！）不審な電話や郵便物が届いたら、迷わずご連絡下さい。（土日・祝祭日を除く業務時間内）  
お問い合わせ先：西原町役場 定額給付金対策チーム ☎098-882-8885

## 75歳以上の後期高齢者高額医療費に関するお知らせ

（65歳以上で、障害認定を受けて後期高齢者医療保険に加入している方も含む）

- ①平成21年度から高額療養費の支給日が**毎月6日**に変わります。
- 例：3月に市町村窓口で受け付けた申請は ⇒ 5月7日支給（※）
  - 4月に市町村窓口で受け付けた申請は ⇒ 6月8日支給（※）
- ※金融機関の営業日でない場合は翌営業日に変更となります。

- ②高額療養費の**支給決定通知書のはがき**は、4月以降送付されません。  
支払日以降に振込口座での確認をお願いします。



お問い合わせ：沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎963-8013

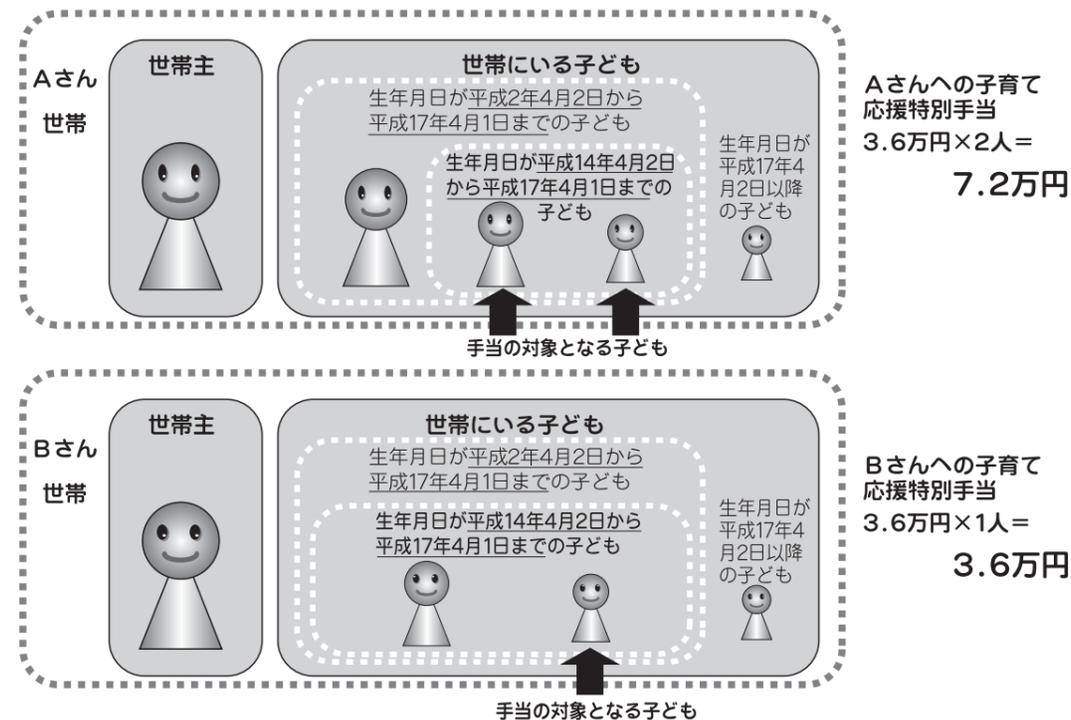
# ご存知ですか？「子育て応援特別手当」

該当者へは、定額給付金とは別に支給されます！

○定額給付金と同様に「生活対策」の一環として今回限りの事業です

- 【対象となる子ども】  
平成20年度において小学校就学前3年間（平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ）に該当する子どもであって、第2子以降の子ども  
\*「第2子」の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日以降に生まれた子）から、年齢順に第1子、第2子……と数えていくことになります。
- 【手当の額】  
対象となる子ども1人あたり36,000円（定額給付金とは別に支給されます）
- 【申請の手続き】  
対象となる子どもがいる世帯の世帯主が、所定の申請書に必要事項を記入し提出（原則郵送にて提出）  
※申請書の提出が無い場合には、辞退とみなされ、手当の給付はありません！
- 【受付期間】  
平成21年4月1日～10月1日
- 【受取方法】  
申請の際に指定した口座へ振込（支給決定後は通知を送付します）  
第1回の振込予定は5月15日です。 ※振込日は申請の時期によって異なります。

### 子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）



※対象となる子どもと別居している場合、扶養の確認のために医療保険証の写し等の提出が必要になります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】定額給付金・子育て応援特別手当対策チーム ☎882-8885

## バイオ燃料で地球温暖化を防ごう

バイオ燃料の普及やバイオスタウン構築の促進を図り、地球温暖化を抑制しようと、沖縄バイオマス発見活用協議会（上野正実座長）は『バイオ燃料キャラバン』として2月25日、サトウキビから作られたE3ガソリンを使用した車で、町役場を訪れました。新城俊也事務局理事長は「エネルギーが乏しい沖縄では、地域循環型社会を構築すべき」と訴え、上間町長は「バイオ燃料の有効活用など、地球環境に優しいバイオスタウンを目指したい」と話していました。



## 建築士会浦添・西原支部がさわふじを寄贈

創立30周年を迎えた(社)県建築士会浦添・西原支部(内田栄司支部長)から、地域の自然や都市環境の向上に資することを目的に、さわふじ3本が贈られ、町立図書館敷地内に植樹されました。2月25日、記念植樹寄贈式が行われ、内田支部長は「30周年を迎えられた感謝の気持ちを込め、町花木のさわふじを寄贈した。花を咲かせて町民の方に喜んでほしい」とあいさつしました。



## NTT西日本沖縄支店が「電話お願い手帳」等を寄贈



2月25日、NTT西日本沖縄支店(古堅一成支店長)から、耳や言葉の不自由な方が外出先で電話連絡等をする場合に、周りの方に協力をお願いする「電話お願い手帳」10冊と、簡単にFAXが送

れる送信用紙「ふれあい速達便」10冊が、本町に寄贈されました。古堅支店長は「地域貢献にねざした企業を目指し、このような社会貢献活動を続けていきたい」と話していました。手帳や速達便が必要な方は、町社会福祉協議会までご連絡下さい。



# まちの話題

## 乗合タクシー・バスの本格運行を断念



3月12日、「第3回町地域公共交通会議」が町役場で開かれ、昨年9月～11月に実施された「乗合タクシー・バス運行実証実験」の結果、本格運行は断念することが確認されました。会議では「地域からは、運行本数を減らしてでも本格運行を希望する声もある」という意見も出ましたが、運賃収入以上に運行経費の補てんが必要なこと、アンケートの結果、今後も大幅な利用増が見込めないことから、現状での本格運行はきびしいという結論に至りました。今後は、既存のバス路線の活用も含めて、別の方策を探ることで会議を終えました。

## 春高バレー県予選で西原高女子バレー部が優勝!



バレーボールの「第40回全国高校選抜優勝大会(春高バレー)沖縄地区予選大会」(2月7日～11日開催)で、西原高校の女子バレー部(平良久美子監督)が、念願の優勝を果たしました。3月16日、優勝報告と全国大会への派遣助成式が町役場で行われ、桃原早紀キャプテンは「周りのサポートがあったからこそこの優勝。喜びを全員で分かち合った。春高バレー(全国大会)でも悔いの残らないよう頑張りたい」と、優勝の喜びと大会への抱負を述べました。平良監督は「バレーをする子にとって春高バレーは目標。優勝したことで、地域の子もたちにも希望を与えたのでは」と話していました。



## 西原バッファローズが優勝! 横浜ベイスターズ杯で優勝!

「第18回横浜ベイスターズ旗争奪少年野球大会」(1月25日～2月11日・横浜ベイスターズ宜野湾友の会主催)で、見事優勝した西原バッファローズ(友利英明監督)が2月13日、町役場を訪れ、優勝報告しました。友利龍海キャプテンは「練習がきつい時もあったけど、優勝し、プロの野球選手からメダルをもらえて、いい気持ちだった」と喜びの表情。上間町長は「厳しい練習を重ね、優勝したことを嬉しく思う。未来のプロ野球選手が出るよう期待している」と激励しました。

## 給食にどうぞ! 西原産キャベツを贈呈



J A 沖縄西原支店野菜部会(当間嗣貞会長)と外間正弘支店長は2月24日、町内産のキャベツ201kgを町へ贈呈しました。当間会長は「子どもたちに町内の新鮮な野菜を食べてほしい」と話し、上間町長は「町で取れた野菜を子どもたちに提供し、安心安全な食が届けられることは地産地消にもなり、嬉しい」とお礼を述べました。同部会によると、西原町はキャベツ栽培が盛んで、年間230トン生産し、中部地区で2番目に多い。寄贈されたキャベツは、25日の学校給食で、約4200食分のコールスローサラダに使われました。



## 新川盛昌さんが上地流空手10段に昇段

新川盛昌さん(小那覇)は2月20日、町役場を訪れ、上地流空手の最高段「範士十段」に合格したことを報告しました。空手歴43年の新川さんは、字小那覇に上地流西原修武館を開設したこともあり、昇段を「今からが大切」と受け止め、「元気である限り、空手を続け、今後も空手の普及・発展に努力していく」と抱負を語りました。



2月13日、「かりゆし塾地域活性化プラン報告会」(かりゆし塾同窓会・町主催)が町商工会館で開かれました。かりゆし塾とは官と民が一緒になって

## かりゆし塾生が西原町の活性化プランを報告

地域活性化を考える、県経営者協会主催の地域リーダー養成塾。報告会では、宮里徳夫同塾専任講師の基調講演、西原町をテーマにした地域活性化プラン「やっぱわったー自慢の図書館でしょ!」(第16期第2班)と「ウミガメが解る・還る・変えるまちづくり西原町」(第19期第1班)が発表されました。

## 照屋寛輝さんがさわふじを寄贈

照屋寛輝さん(那覇市)が町花木のさわふじ16本を、町へ寄贈しました。小さい頃から西原で遊び親しんだという照屋さんは、町内に土地を購入し、10年前からさわふじを栽培。今回、成長したさわふじの木が寄贈され、2月13日、環境美化と不法投棄の防止のため、字千原の町道沿いに植えられました。



## 西原マリンパークをきれいに

地域の環境美化を楽しむながらボランティア活動を身近に感じてもらうと、第2回「西原マリンパーククリーンアップ大作戦」(町社会福祉協議会・町ボランティア連絡会主催)が2月15日、同マリンパークで行われました。町内福祉団体や住民ら180名余が参加し、約2時間の清掃作業で、ごみ袋(大)の300袋分のごみや落ち葉等が集められました。



# 西原町にお住まいの妊婦さんへ

平成21年4月1日から、  
妊婦健診の公費負担回数が14回になります。



妊娠中は体が急激に変化する時期です。妊婦さんは安心安全なお産のため、妊婦健康診査を受ける必要があります。妊婦健康診査では、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。妊婦健康診査を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

妊婦健康診査は、保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。

西原町では平成21年4月1日から、妊婦健康診査費用の公費負担回数を5回から14回に増やします。

- ◆平成21年3月31日までに西原町で母子手帳交付を受け、引き続き西原町に住所を有する妊婦さんについては、**別途個別通知にてご案内いたします。**（4月1日以降に改めて受診票を発行する予定です）
- ◆他市町村で母子手帳発行を受け、西原町へ転入した妊婦さんは、西原町役場福祉課へご連絡下さい。
- ◆西原町で母子手帳発行を受け、他市町村へ転出した妊婦さんは、転出先の母子保健担当課へお問い合わせ下さい。

●お問合せ先● 西原町役場 福祉課 ☎945-5311（内線126）

## 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。  
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。  
この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。  
就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出て下さい。

### 1.対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

- (1)生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
- (2)生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

### 2.援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※但し、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

### 3.申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請して下さい。

#### 【提出書類】

- ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）

- ②住民票謄本（続柄の記載されているもの）一部
- ③課税証明書（同一世帯者で18歳以上の者全員）
- ④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）
- ⑤委任状・口座振替依頼書

※③の書類については課税基準日が平成20年1月1日となり、その日に別の市町村に在住していた方は該当市町村にて③の書類を揃えて下さい。  
なお、同居者のある場合、その方の書類も必要になります

【受付期間】……平成21年4月27日(月)～5月22日(金)

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については1月末日まで。

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意下さい。

【提出先】……就学先の小・中学校

◇問い合わせ先◇ 各小・中学校または教育委員会学校教育課 ☎945-5039（内線512） FAX 945-6770

# 年金についてのお知らせ

## 平成21年度 学生納付特例 受付始まっています♪



学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内は納付（追納）ができる学生納付特例制度があります。学生納付特例期間が認められた期間は、老齢基礎年金額を受給する時には計算されませんが、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格は得られます。

**対象者** 大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校（夜間、通信過程含む）および各種学校の学生

**持ってくる物** 年金手帳・印鑑・学生証（コピー可）又は在学証明書  
※代理の場合、委任状（同一世帯でない場合）、身分証明書（免許証、健康保険証等）も必要

※平成21年2月20日までに平成20年度学生納付特例の承認を得た方で、翌年度以降も学生の方は、社会保険庁より3月下旬に申請書（ハガキ形式）が送付されます。届いた方は氏名等を記載し、沖縄社会保険事務局センターに返送するだけで翌年度の申請となりますので、忘れずに返送してください。

20年度の学生納付特例（H20.4～H21.3）の受付期限は平成21年4月30日までです。

## 国民年金保険料 前納（現金払い）がお得!

平成21年度国民年金保険料は 年間175,920円（月額14,660円）です。  
前納（現金払い）をご利用いただくと割引があります。

### 1年分前納

年間 175,920円 ⇨ **172,800円**（年間割引 3,120円）

### 6か月分前納

年間 175,920円 ⇨ **174,500円**（年間割引 710円×2=1,420円）

※4月上旬に送付される「納付書」に前納納付書も綴られています。ご利用される方は、その納付書を使って金融機関等で納めてください。



お問い合わせ 西原町役場 福祉課 ☎945-5311（内線123） FAX 944-6551

49	臭気	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可
50	色度	×			
51	濁度	×			

省略可能項目は、過去3年間の検査結果の最大値が基準値の10分の1以下の場合3年に1回まで、5分の1以下の場合1年に1回まで検査回数を緩和することができる。また過去に検査結果が全て2分の1以下の場合、原水の状態や資機材の使用状況等を勘案して検査を省略することができる。

#### 水質検査表 毎日検査

番号	検査項目	省略可否	評価	実施検査頻度	設定理由
1	色	×	5度以下	1回/日	省略不可項目
2	濁度	×	2度以下		
3	消毒の残留効果(残留塩素)	×	0.1mg/L以上		

#### 水質検査表 水質管理目標設定項目の検査

番号	検査項目	目標値(mg/L)	実施検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	0.015以下	1回/年
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	0.01以下(暫定)	
4	亜硝酸態窒素	0.05以下(暫定)	
5	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1以下	
6	ジクロロアセトニトリル	0.04以下(暫定)	
7	抱水クロラール	0.03以下(暫定)	
8	遊離炭酸	20以下	
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.03以下	
10	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	
11	臭気強度(TON)	3以下	
12	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	

#### 6.水質検査方法

水質検査の方法は水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号)により行います。

なお、自主的検査及び平日における毎日検査については、町上下水道課が行い、休日の毎日検査及び水質基準項目、水質管理目標設定項目検査については、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

#### 7.臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1)水源に異常があったとき。
- (2)水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3)浄水過程に異常があったとき。
- (4)送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5)その他特に必要があると認められるとき。

#### 8.水質検査計画及び水質検査の公表

水質検査計画や水質検査結果については広報誌等により公表します。

水質検査計画については、過去の水質検査結果や町民の皆様からの意見を参考にしながらよりよい計画書を作成します。

#### 9.水質検査の精度と信頼性の保証

原則として基準値及び目標値の1/10まで測定し、1/10付近において変動係数(CV)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

水質検査は自己検査、委託検査で対応します。委託検査は精度の高い検査体制を整えている厚生労働大臣登録の水質検査機関に委託します。

#### 10.関係者との連携

水質に関する事故が発生した場合は、沖縄県福祉保健部業務衛生課に報告するとともに沖縄県企業局及び関係機関と連携して迅速に対策を講じます。

【お問い合わせ先】上下水道課 ☎ 945-4934

#### 自主的に行う検査地点(9地点)

字千原149-8上原配水池区域  
字小橋川210-78上原配水池区域  
字棚原453棚原配水池区域  
字徳佐田2-3徳佐田直結区域  
字池田39幸地配水池区域  
字幸地578-1幸地配水池区域  
字兼久399-2桃原配水池区域  
字呉屋156内間直結区域  
字小那覇1013内間配水池区域

#### 5.水質検査項目及び検査頻度

##### (1)水質基準項目の検査

水道法で義務付けられた項目で、原水や浄水の水質の状況及び過去の検出状況等から検査の回数を減じ又は省略を行うことができる項目もありますが、安全確認のため検査の省略は行わないで、少なくとも年1回は全ての項目について検査を行います。(水質検査表)

##### (2)毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果(残留塩素)の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。(水質検査表)

また、自主的検査については、土日、祝日及び年末年始を除き、定期的に検査を行います。

##### (3)水質管理目標設定項目の検査

水質管理上留意すべきものとして設定された項目で、12項目の検査を行います。(水質検査表)

平成21年度の水質検査は下表のとおり予定しております。

#### 水質検査表 水質基準項目の検査

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由			
1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	検査回数減不可			
2	大腸菌	×						
3	カドミウム及びその化合物	○	1回/年		過去3年の検査結果より回数減			
4	水銀及びその化合物	○						
5	セレン及びその化合物	○						
6	鉛及びその化合物	○						
7	ヒ素及びその化合物	○						
8	六価クロム化合物	○						
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	×				1回/3月	検査回数減不可	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○				1回/年		過去3年の検査結果より回数減
11	フッ素及びその化合物	○						
12	ホウ素及びその化合物	○						
13	四塩化炭素	○						
14	1,4-ジオキサン	○						
15	1,1-ジクロロエチレン	○						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	○						
17	ジクロロメタン	○						
18	テトラクロロエチレン	○						
19	トリクロロエチレン	○						
20	ベンゼン	○						
21	塩素酸	×	1回/3月	H20新規項目				
22	クロロ酢酸	×						
23	クロロホルム	×	1回/3月		検査回数減不可			
24	ジクロロ酢酸	×						
25	ジブロモクロロメタン	×						
26	臭素酸	×						
27	総トリハロメタン	×						
28	トリクロロ酢酸	×						
29	プロモジクロロメタン	×						
30	プロモホルム	×						
31	ホルムアルデヒド	×						
32	亜鉛及びその化合物	○				1回/年	過去3年の検査結果より回数減	
33	アルミニウム及びその化合物	○				1回/3月	基本検査頻度	
34	鉄及びその化合物	○						
35	銅及びその化合物	○				1回/年		過去3年の検査結果より回数減
36	ナトリウム及びその化合物	○						
37	マンガン及びその化合物	○						
38	塩化物イオン	×	1回/月	検査回数減不可				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	基本検査頻度				
40	蒸発残留物	○						
41	陰イオン界面活性剤	○	1回/年	過去3年の検査結果より回数減				
42	ジェオスミン	○	発生時 1回/月	2回/年	藻類発生月			
43	2-メチルイソボルネオール	○						
44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年の検査結果より回数減			
45	フェノール類	○						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×						
47	PH値	×				1回/月	1回/月	検査回数減不可
48	味	×						

# 平成21年度 水質検査計画

## 西原町上下水道課



#### 過去3ヶ年の水質検査結果

番号	検査項目	基準値(mg/L)	平成17年度(最高値)	平成18年度(最高値)	平成19年度(最高値)
1	一般細菌	≤100	0	0	0
2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	≤0.01	<0.001	<0.001	<0.001
4	水銀及びその化合物	≤0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	≤0.01	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	≤0.01	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	≤0.01	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	≤0.05	<0.005	<0.005	<0.001
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	≤0.01	<0.001	<0.001	<0.001
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	≤10	0.16	0.43	0.09
11	フッ素及びその化合物	≤0.8	<0.05	<0.05	<0.05
12	ホウ素及びその化合物	≤1.0	0.071	0.036	0.060
13	四塩化炭素	≤0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001
14	1,4-ジオキサン	≤0.05	<0.001	<0.001	<0.001
15	1,1-ジクロロエチレン	≤0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	≤0.04	<0.0001	<0.0001	<0.0001
17	ジクロロメタン	≤0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001
18	テトラクロロエチレン	≤0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001
19	トリクロロエチレン	≤0.03	<0.0001	<0.0001	<0.0001
20	ベンゼン	≤0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001
21	クロロ酢酸	≤0.02	0.002	0.003	0.003
22	クロロホルム	≤0.06	0.0155	0.0105	0.0107
23	ジクロロ酢酸	≤0.04	0.009	0.017	0.007
24	ジブロモクロロメタン	≤0.1	0.028	0.0164	0.0161
25	臭素酸	≤0.01	<0.001	<0.001	<0.001
26	総トリハロメタン	≤0.1	0.0764	0.0439	0.0443
27	トリクロロ酢酸	≤0.2	0.005	0.011	0.004
28	プロモジクロロメタン	≤0.03	0.0284	0.0162	0.0147
29	プロモホルム	≤0.09	0.0071	0.0073	0.0059
30	ホルムアルデヒド	≤0.08	0.006	0.006	0.005
31	亜鉛及びその化合物	≤1.0	0.016	0.001	0.007
32	アルミニウム及びその化合物	≤0.2	0.096	0.087	0.085
33	鉄及びその化合物	≤0.3	0.04	0.01	0.02
34	銅及びその化合物	≤1.0	<0.001	<0.001	<0.001
35	ナトリウム及びその化合物	≤200	23.1	23.6	18.5
36	マンガン及びその化合物	≤0.05	0.001	0.001	0.001
37	塩化物イオン	≤200	55.7	39.0	33.0
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	≤300	67.0	98.0	64.0
39	蒸発残留物	≤500	220	180	150
40	陰イオン界面活性剤	≤0.2	<0.02	<0.02	<0.02
41	ジェオスミン	≤0.00001	0.000003	0.000001	0.000003
42	2-メチルイソボルネオール	≤0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	非イオン界面活性剤	≤0.02	<0.002	<0.002	<0.002
44	フェノール類	≤0.005	<0.001	<0.001	<0.0005
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	≤5	0.9	1.0	0.9
46	PH値	5.8~8.6	8.4	8.4	8.2
47	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5度以下	1.0	4.0	1.0
50	濁度	2度以下	0.2	1.1	0.2

#### 4.検査地点

水道法に基づき検査する地点は、配水池系統を考慮して5箇所で行います。

また、水道水に異常がないことの確認及び参考資料とするために、自主的な検査として、その他の9箇所において、定期的に毎日検査項目等の検査を行います。

#### 水道法に基づき行う検査地点(5地点)

字森川143-2上原配水池区域  
字翁長282(東部消防)棚原配水池区域  
字翁長320(学校給食センター)幸地配水池区域  
字与那城135(社会福祉センター)桃原配水池区域  
字小那覇308-1(西原東中学校)内間配水池区域

#### 平成21年度水質検査計画について

西原町では、町民の皆さまに安全でおいしい水を供給するために、定期的に水質検査を行っております。平成21年度における水質検査計画を策定しましたので公表します。

#### 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全である水を供給するために不可欠なものであり、水道水の水質管理において重要なものです。

西原町では、皆さまに安全でおいしい水を飲んでいただくために、定期的に水質検査を行い、水質管理に万全を期しております。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

西原町では、今まで以上に安心して水道水を利用して頂けるよう、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を作成しましたので公表します。

#### 水質検査計画の内容

- 1.基本方針
- 2.水道事業の概要
- 3.水道水の状況
- 4.検査地点
- 5.水質検査項目及び検査頻度
- 6.水質検査方法
- 7.臨時の水質検査
- 8.水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9.水質検査の精度と信頼性保証
- 10.関係者との連携

#### 1.基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1)水質検査は、浄水場などの系統を代表する箇所で行います。
- (2)検査項目は、水道法で義務づけられた「水質基準項目」と、水質管理上留意すべきとされている「水質管理目標設定項目」について行います。
- (3)検査頻度は、水道法に基づき実施するとともに、検査項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

#### 2.水道事業の概要

##### (1)給水状況(平成20年3月末)

給水人口 34,650人  
給水世帯数 12,680戸  
普及率 99.97%  
日平均配水量 11,631m<sup>3</sup>  
日最大配水量 13,200m<sup>3</sup>

西原町には西原浄水場と石川浄水場の2系統の水が供給されています。

系 統	配 水 池	給 水 区 域
西原浄水場	上原配水池	千原、森川、上原、小橋川、津花波
	棚原配水池	棚原、翁長
	徳佐田直結 幸地配水池	徳佐田、翁長、幸地 幸地、池田、翁長
石川浄水場	桃原配水池	桃原、安室、我謝、与那城、兼久 小波津、小那覇、東崎
	内間直結	内間、小橋川、呉屋、津花波 嘉手苅、小波津
	内間配水池	内間、小那覇、嘉手苅、掛保久

#### 3.水道水の状況

西原町の水道水は、主に福地ダムを水源にしており、水質は概ね良好で、浄水の状況等の管理を沖縄県企業局が行い、本町はその浄水を受水し、各家庭へ給水しています。

浄水の水質は水質基準を遵守しており、安全で良質な水を供給しているといえます。過去3ヶ年の水質検査結果は次のとおりです。

# 笑顔でほめよう



「子どものいいところを5つ、なおして欲しいところを5つあげてください」と言われたら、皆さんはすぐに答えることができますか？

教育コンサルタントの中井俊己先生は、自身のブログの中で子どものしつけについて「ほめ上手になることの大切さ」を説いています。以下は中井先生のブログからの引用です。

『イソップ童話の「北風と太陽」を思い出してみてください。

旅人の外套を脱がすために、北風は力いっぱい強い風を旅人に吹きつけ、外套を吹き飛ばそうとしました。一方、太陽はにこやかな暖かい光を旅人に与え続けました。

どちらが成功したかは御存知ですね。

ガミガミ怒ってばかりの子育てでは、この北風と同じです。子どもは、反発心を持ち、親が望む行動はとりたがらないか、親の言うとおりにしたとしても、納得せずにイヤイヤ従うでしょう。

ニコニコ笑いながらの子育ては、太陽のやり方と同じです。

子どもは親の笑顔に見守られ、励まされ、自主性を持って行動していけるのです。』

相手の悪いところは目につきやすいものですが、いいところはなかなか見つけにくいものです。相手をほめること、それは子育てだけではなく、夫婦間、職場、近所付き合いなど生活全てにおいて大切なことです。相手の行動をよく見ることで、いいところが見えてきます。ほめられることで、人は自分自身に自信や誇りを持つことができるのです。

さあ、暖かい春がやってきました。

旅立ちの春、出会いの春……様々なスタートラインが皆さんの前にやってきました。

まずは、「ありがとう」「よくがんばったね」と身近な人を、そして自分自身をほめてみませんか？

## 4月の保健事業

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
4/1	水	ベビースクール	H20.10.5~H20.12.1	中央公民館	調理・和室	13:30~
4/8	水	ベビースクール	H20.10.5~H20.12.1	社会福祉センター	大広間	13:30~
4/9	木	デイケア(三味線教室)	心の病回復者	社会福祉センター	休養室	15:00~
4/9	木	3歳児健診	H17.12.5~H18.1.8	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30~14:15
4/15	水	ベビースクール	H20.10.5~H20.12.1	坂田児童館	プレイルーム	10:00~
4/16	木	1歳半健診	H19.9.19~H19.10.13	中央公民館	ホール・控室	13:30~14:15
4/22	水	ベビースクール	H20.10.5~H20.12.1	西原町図書館		13:30~
4/23	木	デイケア(三味線教室)	心の病回復者	社会福祉センター	休養室	15:00~
4/23	木	ポリオ	3ヶ月~7歳半	中央公民館	ホール	13:45~15:00
4/27	月	BCG	3ヶ月~6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30~16:00

お問い合わせ 健康推進課 ☎945-4791 fax 944-6551

# がんじゅう教室へのご案内

目的：心身の機能の低下を予防し、自立した生活を継続できるよう支援すること。  
 内容：家庭でもできる運動や体操を基礎に、筋力向上をはかる運動や歯科口腔や栄養に関する講話を実施していきます。（教室の最初と最後に体力測定があります。）  
 期間：平成21年5月12日~平成21年9月15日 毎週火曜日 【19回・約5ヶ月間】  
 時間：午後2時~（2時間程度）  
 場所：西原町いいあんべ一家

## 参加対象者は、

- ①町内に在住する65歳以上の方  
（要支援・要介護と認定された方は除きます。）
- ②運動制限の無い方
- ③教室に参加する上で身体的・精神的に支障のない方



申込期間：平成21年4月1日~4月24日（土・日・祝日除く）

申込先：介護支援課介護支援係窓口にて申込書と問診表を記入してください。  
 本人の印鑑が必要です。

お問合せ：西原町役場 介護支援課 介護支援係 ☎945-5013 FAX 944-6551

## 役場内パソコン室からのお知らせ

パソコンを利用した自己学習の場として、インターネット・ワープロ・表計算ソフトなどが無料で利用できます。

☆利用申請：パソコン室利用申請書を提出

☆利用時間：午前9時~午後4時30分

【正午から午後1時を除きます】

☆利用対象者：西原町民、又は西原町へ通勤・通学している方

☆場所：地域情報センター（第3庁舎1階）

~~お問い合わせ~~  
 西原町役場 財政課 電算係  
 ☎：945-5029 FAX：835-8166

## パソコン室オープンカレンダー(4月)

塗りつぶしの部分はお休みです

日	月	火	水	木	金	土
午前	30	31	1	2	3	4
午後		リナ	リナ			
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2
			祝日			

※ 機器のメンテナンス等により日程は変更されることがあります。

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク **フォレストアドベンチャー**

# FOREST ADVENTURE IN 恩納

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087  
 (予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp  
 (URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主 **福山商事株式会社**

フリーダイヤル **0120-36-7930**  
 与那原町字与那原606番地  
 営業時間：平日 AM9:00~PM6:00

## 債務整理手続き

ホームページ開設しました

消費者金融やクレジット会社への支払いに悩んでいませんか？  
 初回相談は無料です。お気軽にご相談ください。(予約制)

(債務整理おきなわ.com) <http://saimuseiri-okinawa.com/>

# 司法書士 喜屋武事務所

## 町内相談機関

**総合相談** ●日常生活のあらゆる相談  
時間/午前10時～午後4時(正午～午後1時は昼休み)  
月/家庭児童相談 岸本ヨシ子  
火/一般相談 伊禮クニ枝(第2・4)  
法律相談 垣花豊順 弁護士  
(第1・3・5の午後1時～4時)  
水/消費生活相談 大城恵美  
木/こころの健康相談 新垣賢昇  
金/こども悩み相談 岸本ヨシ子  
問合せ/西原町社会福祉センター内  
総合相談所 ☎835-8822 ☎945-3651

**窓口相談** ●何でも相談  
第1・第3火曜日(祝祭日の場合、翌週)午前10時～午後4時(正午～1時を除く)企画政策課  
問合せ/945-4533 相談員(岸本ヨシ子)

**教育相談** ●不登校生徒及び保護者への支援、助言  
月～金 午前8時30分～午後5時15分  
(正午～午後1時は昼休み)  
教育委員会内相談室  
問合せ/944-3603(内線510)  
相談員/末吉良治、玉城藤子、屋比久薫

**行政相談** ●行政に対しての苦情や要望  
随時 設置場所/自宅 行政相談委員/平良ヨシ江☎945-5484、大城恵子☎946-6404  
但し、毎月第4火曜日(午前10時～12時、午後1時～4時)は町役場企画政策課☎945-4533

**人権相談** ●人権に関する悩み  
随時 相談員/玉城藤子・知花正  
玉那覇良江・安里政雄  
問合せ/945-5011(総務課)  
※要電話受付

**身体障害者相談** ●申請手続き、有料道路料金の割引  
随時 介護支援課 問合せ/945-5013  
相談員/946-2617(奥原陽子)  
相談員/945-1747(玉那覇俊雄)  
相談員/945-9169(糸数ノリ子)  
相談員/944-0339(木本幸子)

**知的障害者相談** ●家庭における養育、生活等  
随時 相談員/946-4411(安谷生千恵子)

**精神障害相談** ●精神的な悩み  
月～金午前9時～午後5時 城間医院問合せ/945-4551 医師/城間政州

**地域包括支援センター** ●在宅介護の相談  
24時間体制 介護老人保健施設西原敬愛園  
問合せ/882-0117 相談員(玉城・与那嶺・新垣)

**母子栄養強化食品支給について**  
西原町では、健診や保健師の訪問等において、発育面で栄養指導や支援が必要な妊産婦や乳児に対して、健康保持増進を図るための栄養強化食品支給を行っております。提出書類や手続き、支給期間など

【募集人員】若干名  
【応募資格】西原町に住所を有する者及び職場又は活動拠点を町内に有する者  
【任期】2年  
【応募方法】所定の応募用紙に記入の上、企画政策課に提出して下さい。(応募用紙は企画政策課にて配布)  
【応募締切日】4月20日(月)  
【決定通知】厳選なる審査の上、本人に通知します。  
【申込先】企画政策課  
☎945 4533(内線214)

【日時】5月2日(土)午後6時開演  
【会場】小那覇児童公園内特設会場  
【出場資格】年齢、性別、国籍問わず、15組限定  
【応募要領】住所、氏名、年齢、性別、連絡先、応募動機を記入の上、小那覇公民館宛提出(郵送又はFAX可)  
【応募締切日】4月20日  
【お問合せ】小那覇公民館  
〒903 0103 西原町字小那覇397

【対象者】生活保護世帯及び町民税非課税世帯の妊婦・産婦・乳児  
【支給食品】妊産婦用粉ミルク、乳児用粉ミルク  
【お問合せ】福祉課  
☎945 5311(内線125)  
【日時】5月2日(土)午後6時開演  
【会場】小那覇児童公園内特設会場  
【出場資格】年齢、性別、国籍問わず、15組限定  
【応募要領】住所、氏名、年齢、性別、連絡先、応募動機を記入の上、小那覇公民館宛提出(郵送又はFAX可)  
【応募締切日】4月20日  
【お問合せ】小那覇公民館  
〒903 0103 西原町字小那覇397

【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791  
【お問合せ】町社会福祉協議会  
☎945 3651  
【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791

## 家電リサイクル法の対象品目が増えました!!

家電リサイクル法改正により、平成21年4月1日から、薄型テレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が対象品目に追加されます。



本町では、周知期間(4/1～6/30)は粗大ごみとして収集しますが、7月1日以降は家電リサイクル法対象品目として収集しません。7月1日以降に廃棄される方は、購入された家電店に引き取りを依頼して下さい。

【お問合せ】すぐやる課 ☎945-5018

【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791  
【お問合せ】町社会福祉協議会  
☎945 3651  
【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791

【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791  
【お問合せ】町社会福祉協議会  
☎945 3651  
【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791

## あがりティーダウォーキング

◎期 間 平成21年4月～平成22年3月(毎月第2日曜日)  
第1回 平成21年4月12日 第7回 平成21年10月11日  
第2回 平成21年5月10日 第8回 平成21年11月8日  
第3回 平成21年6月14日 第9回 平成21年12月13日  
第4回 平成21年7月12日 第10回 平成22年1月10日  
第5回 平成21年8月9日 第11回 平成22年2月14日  
第6回 平成21年9月13日 第12回 平成22年3月14日

◎内 容 8:00～8:30 受付・開会・ストレッチ  
8:30～9:20 ウォーキング  
9:20～9:30 ストレッチ・閉会

◎集合場所 あがりティーダ公園  
◎コース あがりティーダ公園・マリンパーク周辺  
◎参加費 無 料

【お問い合わせ】 西原町役場 健康推進課 ☎945-4791

**土地家屋価格等縦覧**  
帳簿縦覧のお知らせ  
地方税法第416条第1項の規定により、平成21年度土地家屋価格等縦覧帳簿について、下記のとおり縦覧に供します。縦覧できる方は、西原町内に所在する土地、家屋、償却資産を所有する方で、所有者本人の場合は本人確認ができるもの(運転免許証等)と印鑑、所有者以外(代理人)の方が縦覧する場合は、所有

者からの委任状と代理人であること確認できるもの(運転免許証等)及び代理人の印鑑をご持参下さい。  
【縦覧期間】4月1日～6月1日(土・日、祝日を除く)  
午前8時30分～5時15分  
(正午～午後1時を除く)  
【縦覧場所】西原町役場税務課  
【お問合せ】税務課  
☎945 4729(内線145)

【調査期間】5月1日～(時間帯9:00～18:00)  
【調査員】固定資産評価補助員証を携帯した税務課職員  
【お問合せ】税務課  
☎945 4729(内線143)

【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791  
【お問合せ】町社会福祉協議会  
☎945 3651  
【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791

【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791  
【お問合せ】町社会福祉協議会  
☎945 3651  
【お問合せ】健康推進課  
☎945 4791

日頃の感謝の気持ちを込めて...  
**母の日イベント**  
エリスリーナ西原ヒルズガーデン自慢の料理とゲストに「しゅかり」を招いて癒しの時間を贈ります。

日時: 2009年5月6日(水) 11:30～/ライブスタート 12:30～  
場所: エリスリーナ西原ヒルズガーデン 3F「アラマンダ」  
料金: 大人/¥3,500 小人/¥1,000 幼児/¥500(税込み)  
料理: プッフエスタイル(ソフトドリンク フリー)

ウェディングのすべてがここに  
Erythrina Nishihara Hillsgarden  
エリスリーナ西原ヒルズガーデン

新しいクラブでお待ちしております  
**沖縄カントリークラブ**

お問合せ: TEL 098-945-3375 (予約)  
西原町字桃原109 〒903-0114  
TEL (098) 945-3371  
FAX (098) 946-6422  
<http://www.orix.co.jp/ogm/okinawa>

5月の目標  
・3日 第1月例杯(終日)  
・10日 第2月例杯(午前)

レストラン  
オードブル 出張パーティ  
ご予約承ります

4月サービスデー		特別感謝デー (組数限定)		キャディー付-9,000円 セルフプレー-8,000円		
日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

ご注意: ネット、旅行社等よりご予約のご連絡は、特別感謝デーの取扱はいたしかねますので、ご了承下さいませ。

# 図書館だより

## 第54号 西原町立図書館

TEL. 944-4996 FAX. 944-4997

Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp

町立図書館  
マスコットキャラクター



### 利用者カードの更新手続きについて

現在ご利用の「利用者カード」の有効期限は平成21年3月31日までとなっています。4月1日以降、カウンターにて更新の手続きが必要となりますので、氏名と住所が確認できる免許証、保険証、住所の記入がある学生証、いずれもない場合は本人名義の公共料金明細書(3ヶ月以内)、小学生の場合のみ本人宛の郵便物(6ヶ月以内)を忘れずにお持ちください。在勤、在学の方は学生証・社員証(有効期限の記入があるもの)、在勤証明書、在学証明書など、在勤、在学の確認ができるものを併せてお持ちください。保険証や住民票など家族分の氏名・住所が確認できるものをお持ちの方は、家族分まとめて更新手続きを行うことができます。

なお、図書館所定の証明書用紙は、図書館のHPからダウンロードすることができます。どうぞ、ご利用ください。

### 2009・第51回 「こどもの読書週間」 4月23日から5月12日

今年の標語：『笑顔のヒミツは本の中』

子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとるの願いから、「こどもの読書週間」は1959年(昭和34年)に誕生しました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間(5月1日～14日)でしたが、子どもの読書への関心の高まりを受けて、「子ども読書年」である2000年より現在の4月23日(世界本の日・子ども読書の日)～5月12日に期間を延長しました。「こどもの読書週間」は年々大きな盛り上がりを見せています。

幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくことが、子どもたちにとってどんなに大切なことか…。子どもに読書を勧めるだけでなく、大人にとってもこどもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。この機会にご家族で図書館に足をはこんでいただき、本との出会いや手にとって見るよろこびを体感してください。

図書館では、4月17日(金)から5月20日(水)までの間、資料展を行います。親子で楽しく読んでみませんか。



### 「わらべうた・童謡」に関する資料展

期間: 4月17日(金)～5月20日(水)

場所: 閲覧室カウンター前

作品: 約 300点

### 読んだ本はどこへ戻すの?

「どの棚から取ったかしら?」と本を手にとったことはありませんか。もし、取り出した本の返し場所がわからなくなったときは、書架の近くのブックトラックに返していただくか、カウンターにお返しく下さい。当館の資料は、それぞれ内容によって分類され、決

まった書架に配架されています。資料はコンピューターで管理されており、利用者がOPACで検索し、所蔵場所を確認することもできます。

利用者の皆さんが早く、適切に資料を探ることができるよう、書架整理に力を入れています。所定の場所に返さないため、利用者にはスムーズに提供できない場合があります。そういうトラブルをなくすためにも、ご協力をよろしくお願いいたします。



### 図書館カレンダー

4月 APRIL							5月 MAY						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23
26	27	28	29	30			24 31	25	26	27	28	29	30

**開館日**  
【火～金】  
午前10時～午後7時  
【土・日】  
午前10時～午後5時  
は休館日です。

**休館日**  
まいしゅうげつようび  
毎週月曜日  
館内整理日(第3木曜日)

5月休館日  
3日 憲法記念日  
4日 みどりの日  
5日 こどもの日  
6日 振替休日

### 上映会のお知らせ

日時: 4月19日(日) 午前11時～  
場所: 町立図書館 2階集会室  
内容: 「あらいぐま ラスカル」

### おはなし会のお知らせ

100回記念おはなし会  
日時: 4月12日(日) 午後2時～  
場所: エントランスホール

日時: 4月26日(日) 午後2時～  
場所: おはなしのへや

2月	開館日数	22日
来館者数	13,071人	(1日平均 594人)
貸出点数	19,841点	(1日平均 902点)
一般図書	9,413冊	郷土資料 382冊
児童図書	2,025冊	ヤング・アダルト 1,030冊
絵本	3,029冊	雑誌 1,583冊
紙芝居	387冊	視聴覚資料(CD・DVDなど) 1,992点

### 紙芝居上演のお知らせ

日時: 4月4日(土)、18日(土) 午前10時30分～  
場所: おはなしのへや

図書館ボランティアによる紙芝居の上演を行っています。なぞなぞなどを取り入れ、楽しく行っています。ぜひ、ご参加ください。

### 町立図書館 町史だより

収集資料のご紹介!

伊礼肇氏(北谷出身)は、一八二八年(昭和三)から六期にわたって衆議院議員を務めた人物です。写真は、伊礼氏が五期目の頃に東京で撮影されたものです。写真左には、宮平光清西原村長(当時)の姿もみられます。

伊礼肇氏と宮平光清村長

昭和十三年頃、当時生活していた大阪にて撮影した宮平幸夫氏(津花波出身)の出征写真。軍服や旗

写真中央に伊礼氏、左に宮平氏(1938年撮影)【宮平幸昇氏提供】

### 幼稚園保育官補の辞令書

この度、西原町立図書館に一九四六年(昭和二十一年)七月三十一日付の幼稚園保育官補の辞令書が寄贈されました。辞令には、大城トミ子氏が西原東初等学校附属幼稚園へ赴任を任せられる内容が書きで書かれており、沖縄民政府の印もみられます。

沖縄における幼稚園教育は、同年六月から始まりました。大城氏の辞令書は翌月に公布されており、

大城トミ子氏の辞令書【大城トミ子氏提供】

西原における幼稚園教育の始まりを示す貴重な資料です。

幼稚園保育官補の辞令書

呉屋幸夫氏の出征写真【呉屋八重子氏提供】

お問い合わせ先: 西原町立図書館町史編集係 ☎ 944-4998 FAX: 944-4997 Eメール: choushi@town.nishihara.okinawa.jp

# 生涯学習だより

第156号 平成21年4月1日  
西原町教育委員会  
生涯学習課  
TEL 098-945-5036  
FAX 098-945-6770



## まなびの祭典! 「西原町生涯学習フェスティバル」盛況に終わる!

「町民一人一人の生涯学習への意欲を高め、広く生涯学習の普及啓発を図り、本町生涯学習のまちづくりに寄与する」事を趣旨に、『平成20年度西原町生涯学習フェスティバル』（主催：西原町教育委員会）が平成21年3月13日（金）～15日（日）の3日間、町中央公民館において盛大に開催されました。

初日（13日）には、前夜祭のダンスパーティ、2日目は、町子ども会、町地域・伝統子ども教室、町児童館の展示及び舞台発表、そば打ちや指笛の体験コーナー、映画上映会、3日目は、中央公民館サークルの展示及び舞台発表、ちぎり絵やパソコン体験コーナー、またフリーマーケットや出店、EM野菜・肥料の展示即売会等が行われ、多くの来場者で賑わいをみせました。



▲フォークダンスの一場面(前夜祭)



▲盛り上がる社交ダンス(前夜祭)



▲指笛体験コーナー



▲児童館によるゲーム体験コーナー



▲ちぎり絵体験コーナー



▲手芸サークルわかばによるバザー



▲各サークルにおける展示コーナー



▲各サークルにおける展示コーナー



▲EMゆいマールによる展示即売会



▲学びふれあい子ども教室による三線



▲うなふあわらびあしびな一塾の三線・太鼓



▲かでかる子ども会によるエイサー



▲そば打ち体験コーナー(子ども会)



▲婦人会のカレー販売!



▲ことば遊びサークルによる群読



▲大型紙芝居(読みあいネットワーク喜楽星7)



▲青年協議会の出店



▲町老連琉舞サークル



▲子ども民踊サークル



▲コールにしはら



▲にしはら歌謡同好会



▲バニアナによるフラダンス



▲運玉吟友会による詩吟



▲フィナーレを飾った西原民踊研究会

## 平成20年度 沖縄県社会教育功労表彰 (沖縄県教育長表彰)

去る1月30日(金)に「第50回沖縄県社会教育研究大会」(主催:沖縄県教育委員会)が宜野湾市民会館にて開催され、平成20年度沖縄県社会教育功労者表彰として西原町より比嘉 清美さん(西原町子ども会育成連絡協議会 副会長)が表彰されました。比嘉さんは、18年余り子ども会活動や生涯学習活動へ献身的に参加実践しており、その功績が認められ表彰となりました。尚、県内において個人の部で12名、団体の部で4団体が表彰されました。



喜びの表情をみせる比嘉さん

## 唄に三線・太鼓・踊り! 大賑わいの「琉歌碑巡り」 ～垣花氏の解説に悠久の琉球ロマンを探訪～

2月15日(日)、『琉歌碑巡り』(主催:西原町教育委員会)が開催されました。当日は、朝から幻想的な霧に包まれながら出発しましたが、午後からは晴れ間ものぞき絶好の「琉歌碑巡り」となりました。今回は、「本島中部西コース」を巡り、講師である垣花 武信氏(西原町教育長)の丁寧で分かりやすい説明に参加者は琉球ロマンを探訪しました。また、唄や三線・太鼓・踊りも交え、参加者からは「とても楽しく、是非また参加したい」との声もありました。



絶妙な解説にメモを取る参加者(北谷「丘の一本松」の碑)



華麗な舞いに参加者も酔いしれました(読谷「吉屋チルー」の碑)



講師の垣花氏の解説(恩納「恩納ナビ」の碑)



三線・太鼓・踊りで場は最高潮に!? (万座毛「恩納ナビ」の碑)

## ◇ 西原町体育協会主催 競技結果 ◇

西原町体育協会ソフトテニス部主催の「第5回西原町中学生ソフトテニス大会」が2月22日(日)に、西原町民テニスコートにて行われ、両中学校(西中・東中)合わせ54名、招待選手4名の計58名が参加し、熱戦を繰り広げました。当日は、晴天にも恵まれ、選手の躍動感あふれるプレーの連発でギャラリーを沸かせていました。大会結果は以下のとおりです。

## 第5回西原町中学生ソフトテニス大会 2月22日(日) 西原町民テニスコート

	優勝	準優勝	3位
男子の部	玉那覇紳・大城海 組 (西原東中学校)	山口達矢・崎原健匡郎 組 (西原東中学校)	崎原優太・與那嶺寛大 組 (西原東中学校)
女子の部	照喜名実菜・中村奈津希 組 (西原東中学校)	仲村未来・比嘉南美 組 (西原中学校)	桑江美晴・外間有稀 組 (西原中学校)



全員集合(ソフトテニス大会)

催し物案内	事業名	日時	場所	備考	連絡先
	トランポリン	4月4日(土) 14:00~15:00	坂田児童館		坂田児童館
	映写会	4月18日(土) 14:00~16:00	坂田児童館		☎944-6308
	草とり会	4月4日(土) 10:00~12:00	西原児童館		
	トランポリン	4月11日(土) 15:00~16:00	西原児童館(5歳以下は保護者同伴)	ズボンをはいてきてね!	西原児童館
	防犯ビデオ会	4月18日(土) 14:00~16:00	西原児童館		☎945-4393
	鯉のぼり掲揚式	4月22日(水) 10:00~11:00	西原児童館		
	工作会	4月18日(土) 14:00~16:00	西原東児童館(要申込・10人まで)	材料費:20円	西原東児童館
	こいのぼり掲揚式	4月30日(木) 10:00~11:00	西原東児童館		☎944-0976

※ 詳しい内容については、各連絡先へお問い合わせ下さい!

## 「新しい門出に向かって目標をしっかりとみつめさせよう」～春の青少年育成県民運動(3/1~5/5) 実施中～